

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
子育てに関する制度や就業規程の周知、情報提供を行う。

<取組内容>

- 各年 随時 法に基づく諸制度の調査・確認を行う。
- 各年 1回 制度に関する要点をまとめた資料等を作成し、研修会の実施もしくは社内掲示板を利用して周知を行う。

目標2：子どもの出生・育児等における父親の休暇取得を推進する。

<取組内容>通年

- 男性職員の育児参加のための諸制度による休暇取得に対する職場の理解を推進する。
- 休暇取得しやすい職場になるよう、担当業務の標準化・共有化を推進する。

数値目標1：

満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する男性職員の
養育等に係る休暇取得 年 3 日以上

数値目標2：令和4年10月1日～

出生時育児休業の取得日数 取得者一人当たり 7 日以上

目標3：(次世代育成支援対策)

近隣の教育機関からの職場体験等の受入を増やし、職業生活、社会生活に必要な知識、技術・技能の習得への理解や関心を深める機会を提供する。

<取組内容>

●令和4年4月1日～

各管理施設での職場体験・施設見学およびボランティアの受け入れ体制を検討する。

●令和5年4月1日～

各管理施設での職場体験・施設見学およびボランティアの受け入れ体制を整える。

数値目標：

近隣の教育機関からの職場体験等の受入回数 対前年比 110%